

令和2年度第2回宮城県民間資金等活用事業検討委員会 議事録

1 日 時 令和2年10月27日(火) 午前10時2分～午前11時48分

2 場 所 宮城県行政庁舎11階 第二会議室

3 出席委員 8名(欠席1名:田邊信之委員)

4 出席者(敬称略)

(委員長)

増田 聡 東北大学大学院経済学研究科教授

(副委員長)

今西 肇 東北工業大学名誉教授

(委員)

大泉 裕一 公認会計士・税理士

大森 克之 宮城県総務部長

佐々木 雅康 弁護士

(臨時委員)

<下水道分野>

大村 達夫 東北大学未来科学技術共同研究センター教授

<上下水道分野>

佐野 大輔 東北大学大学院環境科学研究科准教授

<水道分野>

滝沢 智 東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻教授

(事務局)

岩崎 宏和 企業局技監兼次長(技術担当)

田代 浩次 企業局水道経営課 課長

内海 章博 同 副参事兼課長補佐(総括担当)

大沼 伸 同 技術副参事兼課長補佐(総括担当)

千葉 隆浩 同 技術副参事兼技術補佐(総括担当)

小野寺 正樹 同 技術補佐(総括担当)

長山 恒紀 同 技術主幹(水道経営改革推進班長)

佐藤 正俊 同 主任主査(副班長)

二藤部 賢司 同 主任主査

柳田 健斗 同 主事

雨宮 尚広	同	技師
國府田 知之	同	技師

目黒 洋	総務部参事兼行政経営推進課長	
槻田 典彦	総務部行政経営推進課 副参事兼課長補佐(総括担当)	
伊藤 隆	同	主幹(行政経営システム班長)
木村 敦子	同	主査

【1. 開会】

●司会（行政経営推進課 槻田副参事兼課長補佐（総括担当））

本日は、お忙しい中御出席いただきありがとうございます。ただいまから令和2年度第2回宮城県民間資金等活用事業検討委員会を開催いたします。

始めに、前回欠席の新しい委員を紹介いたします。宮城県総務部長の大森克之委員でございます。

続きまして、会議の成立について御報告させていただきます。本委員会は9名の委員で構成されておりますが、本日は、現時点で7名の皆様に御出席をいただいております。

民間資金等活用事業検討委員会条例第5条第2項の規定により、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、田邊委員は本日御都合により欠席されています。また、本委員会で審議する事項は、情報公開条例第8条第1項に規定されている非開示情報に該当することから、同条例第19条に基づき、平成30年度に開催した第1回の会議において、第2回目以降の会議を非公開とすることと決定されております。

それでは、以後の議事進行につきましては、増田委員長にお願いいたします。どうぞよろしく願いいたします。

【2. 議事】

『議事（1）宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）に係る利害関係の確認について』

●増田委員長

おはようございます。それでは、議事の1について事務局から御報告願います。

●行政経営推進課 目黒課長

議事の1に入る前に、まず本日の委員会の趣旨について御説明いたします。

参考資料2を御覧ください。1の本日のPFI検討委員会における審議内容ですが、ここに記載の3か件を予定しております。

まず、（1）の利害関係の確認についてですが、前回の7月の委員会以降、応募者から「委員との利害関係に関する申出書」の提出が1件ありましたので、申出内容に基づき、利害関係の有無について御審議いただくものです。

次の（2）の実施契約書（案）等の修正については、前回の委員会以降に、県と応募者との間で実施した競争的対話を踏まえまして、各公募書類の改訂が必要と思われることについて御審議をいただくもの

です。

最後の（３）の第二次審査の進め方については、前回のPFI検討委員会における御意見を踏まえまして、事務局で更に検討を進めた事項について御審議いただくものでございます。

なお、前回の委員会における論点については、２として整理しましたので、御参考にしていただけたら幸いです。対応状況の詳細については、後ほど議事の中で、事業担当課から御説明させていただきますので、御意見を頂戴願います。

説明は以上でございます。

●増田委員長

それでは、議事に入りたいと思います。

議事の（１）宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）に係る利害関係の確認について、新たに１件申出がありましたので、事務局から御説明願います。

<大村臨時委員到着>

●行政経営推進課 目黒課長

宮城県上工下水一体官民連携運営事業に係る利害関係の確認について御説明させていただきます。

資料１を御覧ください。前回の委員会以降、応募者から「委員との利害関係に関する申出書」の提出が１件ありましたので、その判断をお願いするものであります。

まず、昨年度の委員会で決定した利害関係の考え方について改めて御説明いたします。資料１に添付している「利害関係の考え方」を御覧ください。

今回の宮城県上工下水一体官民連携運営事業に係る利害関係とは、冒頭に記載のとおり、委員と応募者の間において、第一次審査書類の提出期限から優先交渉権者の選定が終了するまでの期間に、箱囲みに記載の①から④までのいずれかの事実があり、かつ公正な評価を妨げる事情があると認められることをいいます。

この考え方に基づき整理したものが、資料１の２の利害関係の判断となります。

今回の申出内容は、利害関係なしと判断されるものと考えてございます。今回の応募者からの申出内容は、JVに関する関係でございます。

令和２年９月から令和３年３月までの事業期間とする国発注業務を、当委員会の委員の所属する機関と応募者がJVを構成して受注しているものです。

契約金額は約４,０００万円で、JVは委員が所属する機関を含む８機関に業務の一部への協力を依頼する予定です。当委員会の委員は、JVの構成機関に所属し、かつ、JVに協力を依頼された分析評価業務を担当します。

このことについては、受注金の支払元は国であることから、利害関係の考え方の②経済的関係の参考例ハに示すような共同事業等には該当しないため、利害関係に該当しないものと考えられます。

説明は以上でございます。

『議事（１）質疑応答』

●増田委員長

ありがとうございました。以前にも同様のケースがあったかと思います。判断は前回と同じということになると思うのですが、御質問、御意見等ございましたらお願いします。

<質問・意見等なし>

よろしいでしょうか。それでは利害関係については、事務局案を承認することと決定し、次の議事に進みたいと思います。

『議事（２）宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）に係る実施契約書（案）等の修正について』

●増田委員長

続きまして、議事（２）宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）に係る実施契約書（案）等の修正について、事務局から説明願います。

●水道経営課 田代課長

議事（２）の実施契約書（案）等の修正につきましては、資料の２－１と２－２となります。字句の訂正、文言の整理、表現の明確化など、現段階の修正点の全てを網羅しておりますのが、A 3版の資料２－２となります。その主なものをA 4版の資料２－１にまとめてございます。

説明は資料２－１でさせていただきますので、資料２－１の１ページを御覧ください。

まず、１ページは、今回御説明させていただきます主な改訂・修正の箇所でございます。今日は、この7件について説明させていただきます。

２ページを御覧ください。１番目は、事業終了後の契約不適合条項に係る免責規定の追加でございます。

検討の背景のところを御覧ください。運営権設定対象施設の契約不適合に関する県の責任については、事業開始後１年間に運営権者に支障が生じた損害や費用等の額が１件１００万円を超えた場合に限り保障するという規定を契約書で設けてございます。

二つ目のポツ（・）のところですが、一方で、事業終了時の運営権者の契約不適合につきましては、期間は同じく１年間としてございますが、免責事項がないということから、応募者から対等な契約条件を設定して欲しいという要望が出されてございます。

箱囲みのところに記載のとおり、以下の内容を追加したいと考えてございます。

青の太字で書いてございますが、施設及び情報の契約不適合につきまして、１件１００万円の免責規定を追加したいと考えてございます。

なお、情報の契約不適合につきましては、２行目の後段、ただし書きのとおり、１００万を超えない場合であっても、運営権者は、県又は県の指定する者において、当該情報の契約不適合を是正又は訂正できるよう最大限協力するといった規定も設けたいと考えてございます。

３ページを御願います。２番目は、この委員会でも随分御意見をいただいた知的財産権対象技術の取扱いについてでございます。

検討の背景のところを御願います。事業期間中に運営権者が導入した知的財産権対象技術については、事業期間終了後も県及び次期運営権者等が同じ条件で使用を継続できる必要があるということから、箱囲みの下線のところですが、この当該導入技術の利用を、無償かつ無期限で許諾させなければならないという条文を入れてございます。これは、当初想定の方のようなイメージでございます。事業開始当時の特許料につきまして、次の運営権者には発生しないというようなイメージで設けた条文でございました。

二つ目の四角の、応募者からの要望のところでございます。１行目の中段以降ですが、運営権者が月額等、定期的にライセンス料を支払う場合があり、このような場合においては、将来まで無償とすることは

困難という要望を受けてございます。

一番下の対応案のところでございますが、次期の運営権者は、運営権者が株主等に支払っていたライセンス料と同額を上限として負担することで、引き続きこの技術を利用することができるということを定めたいと考えてございます。イメージ図の下の今回対応のところです。同額を上限として使い続けられるような条文を設けたいと考えてございます。

4ページでございます。知的財産権対象技術の取扱いに係る応募者の要望の（２）でございます。

一つ目のポツ（・）ですが、無償かつ無期限で許諾した場合に、万が一次期の運営権者による目的外の利用があった場合でも、運営権者は、次期の運営権者に対して直接契約に基づく責任を追求することができないため、二つ目のポツ（・）のように、無償かつ無期限以外の条件の付与について、運営権者と次の運営権者の間で、交渉や取決めを行う機会を確保していただきたいという要望が出されてございます。

対応案といたしましては、まず一つ目のポツ（・）ですが、県が指定する者につきましては、基本的に我々が想定しておりますのは、県から運営管理業務を受託する者でございますので、この者に限定しようと考えてございます。また、県は運営権者と次期運営権者との間で、知的財産権対象技術の取り扱いにつきまして、協議等を行う機会を確保するように努めるという規定を設けたいと考えてございます。これは、次の運営権者の募集に当たりまして、公募の条件を設定することを想定してございます。この案につきましては、契約書で規定するのか、議事録とするのかにつきましては、現在検討中でございます。

5ページを御覧願います。三番目は、下水道の改築計画のルールの特明瞭化でございます。

検討の背景のところを御覧願います。募集要項では、県が示した改築計画に含まれない施設であっても、改築計画に含めて提案することが可能でございますが、提案の内容が効果的・効率的と判断される場合には評価されるという仕組みとしてございます。

二つ目のポツ（・）ですが、一方で、流域下水道事業につきましては、交付金・国庫補助事業の枠組みを活用しまして、実費精算するルールとしてございます。実現性のない安価な提案によって、価格点での評価を狙うことや、県の改築計画から故意に改築対象施設を外して、事業期間中の故障などを理由にして、県に追加の費用負担や改築費の増額を求めることが懸念されるという意見が応募者から出されました。

このため、ルールを明瞭化したいということで、表の右側のところですがけれども、応募者自らの提案によって、県の改築計画から除外した設備について、事業期間中に改築が必要となった場合につきましては、運営権者の負担により改築を実施していただくこととしたいと考えてございます。また、県の計画で改築対象外の設備が、事業期間中に改築が必要となった場合につきましては、基本的には、改築計画の入れ替えにより対応していただくという考え方にしてございますが、表の下の赤の二重線のところに記載のとおり、入れ替えによる対応ができない場合につきましては、改築費の増額も含めて、事業期間中に協議する仕組みとして、ルールを明瞭化していきたいと考えているものでございます。

6ページを御覧ください。四番目は、第三者への委託に係る事務手続きの簡素化でございます。

検討の背景のところでございますが、現在の実施契約書の案におきましては、SPCによる第三者への委託・再委託又は下請負において、全ての案件で、県に対しまして、事前の通知又は承認、さらに契約書の写し等の書類の提出を必要としてございます。

これにつきましては、応募者から、かなりの件数になるので、県及び運営権者の双方の事務が煩雑になるという意見をいただいております。このため、改正案の表にお示ししてございますが、事前承認が必要な案件は、提案書に記載のない第三者への運転管理業務の委託のみとし、それ以外につきましては、報告で足りることとしたいと考えてございます。また、報告の場合、基本的に書類の提出は不要といたしま

す。ただし、一番下のところに書いてございますが、県が求めた場合は、提出しなければならないという規定も設けたいと考えてございます。これは、再委託や下請け業者が不祥事を起こした場合や下請け業者との間に紛争が発生した場合を想定してございます。

7ページを御覧ください。5番目は、報告書の提出期限の変更でございます。

検討の背景のところですが、各種報告書等の提出期限については、運営権者から県への提出期限がかなり短いという意見をいただいております。

二つ目のポツ（・）のところですが、年次で提出する書類等については、表のとおり年度末から60日以内としてございました。ただ、会社法では決算日から3ヶ月以内に株主総会を開催しますので、その報告後でなければ県に提出できないため、対応が困難との意見をいただいております。

その他、半期や四半期の提出書類の提出期限につきましても、一般の民間企業と同程度の期限としてほしいという要望をいただいているところでございます。

以上のことから、表に書いてございますが、年次の提出書類につきましては、60日以内から90日以内に、半期・四半期の提出書類につきましては、30日以内から45日以内に変更したいと考えてございます。

8ページでございます。6番目は、企画提案書の記載ルールの一部変更でございまして、「運転管理・保守点検」における「配置人員数」及び「保守点検の頻度」に係る根拠の記載についてでございます。

検討の背景のところですが、優先交渉権者選定基準では、「運転管理・保守点検」における配置人員や保守点検の頻度につきましても、現状より減らす場合は、その根拠を記載することという留意事項を付してございます。

二つ目の四角のところですが、応募者は、自ら導入する水処理設備や運転監視装置等によって、現状の配置人員数も参考としながら、最適となる人員配置を提案することとなります。そのため、評価に当たっては、施設の安定的な運営が可能であるかを確認するため、全ての人員の根拠について記載を求める必要がございます。

下の箱の上のところに書いてございますが、このため、記載上の留意事項において、記述の見直しが必要となってございます。修正案につきましては、赤字のところですが、人員配置につきましては、その人員配置数の根拠を記載していただくこととし、また、保守点検の頻度や人員配置数につきましても、その根拠を記載していただくというふうに、変更したいと考えてございます。

9ページを御覧ください。最後になりますが、7番目は、仮称ですが、経営審査委員会に対する御意見をいただきたいと考えているところでございます。

検討の背景のところですが、各応募者から、経営審査委員会は重要な組織であるので、枠組みを提示してほしいという要望をいただいております。応募者への提示にあたりまして、本委員会からも御意見をいただきたいということでございます。

まず、設置の根拠につきましては、条例を根拠として設置しようと考えてございます。目的は、みやぎ型管理運営方式の的確な運用を図るために、下記の諮問内容につきましても、調査・審議し、答申を行うというような組織になります。委員会からの答申に対しまして、県及び運営権者は最大限尊重して、運営に当たるといふ考え方で進めたいと考えてございます。諮問の内容につきましては、右側の八つの項目を想定してございまして、ここまでが実施契約書の案に記載しているものでございます。

構成員については、現在、検討しているところでございますが、10名程度をイメージしてございました。委嘱期間については3年間で、再任を妨げない、また、開催頻度につきましては、モニタリング基本計画書の案に規定してございますが、年2回を基本といたしまして、プラス臨時開催というようなイメー

ジであります。情報公開につきましては、原則公開をイメージしているところでございます。

以上で説明を終わります。

『議事（２）質疑応答』

●増田委員長

公募の書類に関する修正点について、何か御質問や確認したいところがあれば、お願いします。

●今西副委員長

先ほどの資料２－１の３ページの知的財産権対象技術の取扱いについて、質問がございます。

当初想定の図を見ると、最初に一括でロイヤリティを出すという特許料に対して、今回対応分は、ランニングロイヤリティのようなライセンス料で対応するという案だと思うのですが、一番下の対応案に記載の、ライセンス料と同額を上限とし負担という部分の意味がよく分からないので、もう一度御説明願います。

●水道経営課 田代課長

どのような契約形態になるかは、我々も分からないところがございますけれども、あくまで、現運営権者よりも次期運営権者のかかる経費が多くならないようにするため、同額を上限といたしました。下げる分には問題ないことから、同額を上限としたということでございます。

●今西副委員長

ライセンス料が上がるというようなことはないのでしょうか。次期の契約においては、新しい契約になりますよね。ライセンス料をどうするかというのは、次期運営権者とライセンスの管理者との話し合いで決めることかと思えます。上限という言葉がふさわしいかどうかというのは、分からないのですけれども、いかがでしょうか。

●水道経営課 田代課長

我々が想定してございますのは、次期も運営事業を継続するとなった場合ですけれども、当然、公募の段階で、次期の運営事業に応募を検討される方々は、このライセンス料の支払先の企業等と費用の交渉をされるということを想定してございますが、その際に、あくまでも現在の運営権者がお支払いしている金額よりも上回らないことを条件とするということございまして、次期の競争入札に参加される方々も同等の条件で公募に参加できるように、また、契約につきましても同等の金額で運営ができるようにということを想定しております。

●今西副委員長

その前に、ライセンスを持っているところとの話になりますよね。こちらでこういう形で上限という枠組みを決めてしまうことは、いいのかどうか疑問に思います。

●水道経営課 田代課長

あくまで、今回の事業を対象として、事業期間中に投入した技術を想定してございます。この事業を実施する運営権者の株主、親会社に許諾していただくことを想定してございました。

一般的な汎用性の例えばエクセルといったものではなくて、あくまで事業期間中に、このみやぎ型管理運営方式の9事業一体のフィールドを活用して、新たに導入した技術に係る技術料につきましては、同額を上限で次期の運営権者も使えるようにする規定を設けたいと考えているというところでございます。

●今西副委員長

次期の運営権者に関する規定を、この段階で決める必要はあるのでしょうか。次期については、まだ分からないことですよ。私の認識が間違っていれば、皆さんに教えていただきたいと思うのですが、今回の事業の内容であれば、例えば、ロイヤリティをランニングロイヤリティに変えるというのはいいと思いますが、それ以後に関してどうするかというのは、次の事業者との契約になると思うので、今ここで縛ってしまう必要があるのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

我々としては、今西副委員長からお話があったようなことではなくて、事業終了後に次の運営権者に対して値上げされるようなことがないように、同額以下で運営を継続したいということで、約束を結んでおきたいということでございます。

もちろん、契約の内容によっては、こういった縛りを設けないということもあるかとは思いますが、過去の事例も参考にしまして、考えた案でございました。

●水道経営課 大沼技術副参事

補足説明をさせてください。我々が一番懸念しておりますのは、最初の事業者の親会社がライセンスを持っているケースを想定しております。これはかなり多いケースでありまして、そうした場合に、自分たちの会社には安くして、次の運営権者に別の会社を選定された際は、ライセンス料を上げるということをやめてくださいという意味合いがあります。

●佐野臨時委員

今の件については、運営権者の側にライセンスを持っている企業があるということを想定されているのに対して、今西副委員長の話は、完全に第三者がライセンスを持っている状況があり得るので、この規定ではカバーしきれないのではないかと感じますので、ライセンスをどこが持っているかによって、場合分けしてルールを定めた方が安全かと思うのですが、いかがでしょうか。

●水道経営課 田代課長

説明が不足してございました。もちろん、この規定につきましては、株主等となっておりますが、株主でございまして、それ以外につきましては、努力義務としてございます。

さらに、先ほど例としてお話ししましたが、一般的なワード、エクセルのようなものにつきましては、こういったことはできませんので、場合分けした契約書の内容となっております。これについては、もともと場合分けした形で作ってございました。

●増田委員長

最初の運営権者がライセンスを使わないといけないような改築等を行ってしまい、次の運営権者が別の方式でやりたいけれども、もうそれが組み込まれてしまっているの、このライセンスを買わざるをえ

ないというような場合もあり得るのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

特に我々は運転管理のシステムを一番想定しておりますけれども、次期の開始当初につきましては、仮に新たな技術を導入しようとしても、数年間であるとか、5年程度は、現在のシステムを使わざるをえないだろうと考えてございます。

そういった場合も含めまして、現在の運営権者と同等の条件で使わせていただきたいと考えてございまして、そうでないと、先ほど御説明しましたように、ライセンス料が上がったことによって、次期に料金の値上げをしなくてはならないといったような事態になっても困りますので、同じ条件で使わせていただきたいと考えているものでございます。

●大森委員

今の説明でシステムが出てきましたが、システムは、様々なタイミングでバージョンアップがありえます。次期運営権者に変わるタイミングで、システム改修やバージョンアップ等が行われた場合に、ライセンス料が上がることも考えられます。

例えば、このシステムを利用することはいいけれども、バージョンアップするので、利用料が上がるようになった場合は、どういう考え方をすればよいのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

今、大森委員から御指摘のあったようなこともありえるだろうということで、4ページの応募者の要望の2番のところに記載してございますが、次期の運営権者ときちんと契約関係を結べる機会を設けてほしいということで、4ページの条文を追加しようと考えているものでございます。

●今西副委員長

少し頭の中が整理できてきました。ただ、3ページの最後の対応案のところの主語が次期運営権者になっていることが少し不自然だと思います。例えば、これから運営権者になる者が、次期もライセンス料と同額を上限とし負担することに同意するとか、そういう文言の方がいいのではないかと思います。次期運営権者が主語になると、次期に決めるべきことを今決めるということ自体がおかしいのではないかと思います。

●水道経営課 田代課長

御指摘も踏まえまして、誤解のないような文章を考えたいと思います。

●増田委員長

議事(2)の実施契約書(案)等の修正については、以上でよろしいでしょうか。

それでは、先ほど意見が出ましたいくつかの件について、事務局でもう一度御検討いただいて、次回の委員会で報告願います。

『議事（3）宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）に係る第二次審査の進め方等について』

●増田委員長

それでは、次の議事に進みたいと思います。議事（3）の第二次審査の進め方等について、事務局から御説明願います。

●水道経営課 田代課長

第二次審査の進め方等につきましては、資料3-1から資料5までを使用し、説明させていただきます。

まず、資料3-1については、競争的対話の進捗状況でございます。左側にスケジュールに書いてございますが、現場確認、県庁ヒアリング、競争的対話をワンクールといたしまして、全3クールでスケジュールを組んでございます。先週までに第2クールまで終了してございまして、現在最終の第3クールを残すのみとなっております。

資料3-2を御願います。第二次審査書類提出から優先交渉権者決定までのスケジュール案でございますが、PFI検討委員会の日程につきましては、各委員との調整が終了してございまして、確定してございます。

前回の委員会でお示しました日程と大きな変更はないのですが、スケジュールにつきまして改めて確認させていただきます。まず、第二次審査書類の提出開始は1月6日でございます。13日に締め切りとなりますが、事務局で企業名や企業ロゴが含まれていないことを確認させていただきます。また、運営権者収受額や任意事業など、委員に評価を求めない資料は別冊として整理いたします。

後程別添の資料で説明いたしますけれども、調査基準額未満の提案があった場合には、15日に応募者に通知いたします。22日までを提出期限とし、追加資料の提出を求めます。また、1月末までにはヒアリングを実施したいと考えてございます。

18日には、第二次審査書類を各委員に送付したいと考えてございます。事務局は、こちらも別添資料で説明させていただきますが、各コンソーシアムの提案を整理いたしまして、比較表を作成し、28日には、各委員に送らせていただきます。

2月に入りまして、2日の午後には、財務・会計のワーキング・グループ、5日の午後には、技術のワーキング・グループを開催したいと考えてございます。内容につきましては、こちらも別添資料で説明させていただきます。

12日の午後には、論点整理を目的としたPFI検討委員会を開催したいと考えてございます。ここでは、調査基準額未満の提案があった場合に、事務局が確認した結果を報告させていただきます。その内容を調査していただきます。また、各ワーキング・グループの結果も御報告していただきます。委員の間で、提案内容や報告について意見交換をしていただきたいと思いますと考えてございます。事務局から、プレゼンテーション審査の進め方を説明させていただき、さらに、審査後の講評作成方針についても御意見を伺いたいと考えてございます。

プレゼンテーションにつきましては、24日の終日、午前9時から午後4時までを想定してございます。内容につきましては、別添資料で説明させていただきます。

プレゼンテーション終了後には、事務局で採点表及び短評を参考といたしまして、講評文案の素案を作成いたします。素案に対しまして、委員長、副委員長の御意見をいただきまして、事務局で文案としてまとめたものを全委員に送付し、御意見をいただきまして、文案に反映させていただきます。最終的には、

委員長預かりとして、審査講評を確定したいと考えてございます。

3月12日又は15日には、委員長から知事に答申していただき、答申を受けまして、県において優先交渉権者を決定したいと考えております。

3月17日から19日の間に議会にも報告いたしまして、年度末には優先交渉権者と基本協定の締結を行う予定となっております。

続きまして、資料4-1を御覧願います。第二次審査の進め方でございます。

1ページは、第二次審査における役割を整理しております。まず、PFI検討委員会については、調査基準額未満の提案に対する調査、提案内容の審査及び評価、優秀提案者の選定が役割となります。

技術ワーキング・グループにつきましては、技術面に係る実現性及び有効性などの確認でございます。

財務・会計ワーキング・グループにつきましては、財務・会計面に係る収支計画の妥当性等の確認をしていただきます。

事務局では、調査基準額未満の提案があった場合に、内容を調査した上で、当委員会への報告を行います。その他、各資料の作成が役割となります。

2ページは、調査基準額を下回った場合の調査でございます。こちらの内容を説明する前に、追加で配りました会議後回収資料を御覧願います。

まず、この調査基準額を再確認していただきたいと思っております。これは既に公表してございますが、グラフの一番左側の提案上限額の1,403億円を0点といたします。県基準額の1,315億円を満点とし、これよりも更に下回ったとしても、点数は40点で打ち止めという考え方でおります。調査基準額1,171億円を下回った場合は追加調査しますという形で公募してございます。この提案上限額、県基準額、調査基準につきましては、下の表の左から三つ目のコスト削減率、すなわち導入可能性調査におけるコスト削減率の最小値、中間値、最大値の7%、10%、14%を基に算定してございます。

繰り返しですが、提案上限額については公表してございますが、県基準額及び調査基準額につきましては非公表で公募してございます。

2ページは、下水道事業の改築でございますが、考え方は同じような形で、公募しております。

資料4-1にお戻り願います。調査の流れでございます。調査は、宮城県の履行能力確認調査・審査基準を参考として進めたいと考えてございます。

まず、①の調査基準額を下回ったことの通知でございます。運営権者の提案額と下水道事業の改築費用の双方が下回っているか、どちらか一方が下回っているのか応募者に通知いたします。応募者は、調査に応じる義務があります。対応しない場合は失格になります。

②の追加資料につきましては、提案額に係る内訳書の積算根拠となる資料、利益見通しが分かる資料、事業計画に対して金融機関等が発行する証書等の提出を求めます。また、ヒアリングを実施したいと考えてございます。次頁でお示しします資料を作成し、県計画との金額の乖離が大きい費目や、改築内容を精査しまして、2月12日のPFI検討委員会に御報告させていただこうと考えてございます。

3ページを御覧願います。確認にあたりましては、費目ごとに県のシミュレーションの金額、応募者の提案金額、削減額及び割合等の表を作成いたしまして、表の右側に書いてございますが、県のシミュレーションとの比較を行いまして、乖離の大きい費目を中心に調査を実施します。また、下水道の改築計画につきましても、同じように、県計画との乖離が大きい項目につきまして、積算根拠や見積書等を求め、実現性を確認させていただきます。事務局で、提案額に疑問が残る場合は、本委員会に報告させていただきます。

審査・評価上の取扱いについては、提案額が安価となる根拠が事務局で確認できた場合につきまして

は、通常どおり審査・評価を行っていただこうと考えてございます。逆に、事務局から提案額に対して疑問が残るといった報告をせざるをえなかった場合につきましては、留意して審査・評価を行っていただかなければならないと考えております。良や優として評価することに対しては、特に御注意いただければ幸いです。

なお、調査基準額を下回ることを理由として失格ということは考えてございません。

4 ページは、事務局が作成する提案比較資料ですが、これは後程資料4-2で説明いたします。

5 ページを御覧ください。プレゼンテーション審査でございますが、会場につきましては、本日と同じく県庁11階の第二会議室を押さえてございます。日時は、2月24日の水曜日、午前9時から午後4時まで、終日を予定してございます。プレゼンテーションは、提案審査書類の内容を補足するものでございます。内容は、提案審査書類に記載の範囲内としてございます。また、プレゼンテーションの内容や質問に対する回答につきましては、応募者には当然履行義務を負っていただきます。

なお、提案審査書類の記載内容と矛盾があった場合は、提案審査書類を優先していただきます。さらに、新型コロナウイルス感染症の流行がどのような状況になっているか分からないということもありますので、テレビ会議システム等の活用も認めることとしたいと考えてございます。

6 ページでございます。発表時間につきましては、発表45分、質疑45分の1コンソーシアムあたり90分を考えてございます。また、応募者の参加人数は最大で15名でございます。協力会社やアドバイザーの出席は認めないことにしたいと考えてございます。

当日は、朝9時から午前2グループ、午後1グループのプレゼンテーションと審査をし、終了は午後4時を予定してございます。

7 ページは、提案書の審査・評価でございます。まず、標準未満でないことの確認につきましては、事務局で実施しまして、当委員会に報告させていただきます。事務局は必要に応じて、各応募者に内容等の確認を行った上で報告させていただきます。

評価の判断基準ですが、良の評価基準につきましては、現行体制以上となる追加の提案があつて、具体的かつ効果的と認められる場合を想定しております。優の評価基準につきましては、二つございます。良を上回る提案があつた場合、また、イノベーションに関する取組が盛り込まれており、具体的かつ効果的で、実現可能性がある場合を想定してございます。最も優良な提案を行う事業者を選出するという観点から、評価に際しては、提案間の相対的な評価も含めて行っていただきたいと思いますと考えております。

続きまして、資料4-2を御覧いただきたいと思います。こちらは、事務局が整理する提案審査書類の比較表と採点表の案でございます。

1 ページを御覧願います。比較表につきましては、項目ごとに評価基準を記載した上で、各グループの提案を追記して各委員にお送りさせていただきます。

14 ページ以降に採点表のイメージを添付しました。このような様式によりまして、グループごとに、短評の記載や、優・良・標準のうち一つに丸をつけていただくイメージを持っております。

最後になりますが、資料5を御覧願います。こちらは、関係市町村からの意見及び要望でございます。仙南・仙塩広域水道受水団体連絡会という組織から、9月28日付で「みやぎ型管理運営方式にかかる要望書」が提出されてございます。

要望内容につきましては、大きく二つに分かれます。(1)は、応募者の提案内容への反映を求める事項、(2)は、優先交渉権者決定後に対応を求める事項となっております。

対応方針の案でございますが、これらの意見・要望につきましては、応募者に対しまして、提案において留意されるように提示したいと考えてございます。これらの要望につきましては、特に(1)の応募者

の提案内容への反映を求める事項につきましては、既に優先交渉権者選定基準で公表されている事項ではございますが、本委員会にも報告させていただくことといたしました。各委員は、これらの意見等に縛られる必要はございませんが、このような要望が市町村から出されているということを頭に入れておいていただきたいと考えているところでございます。

説明は以上となります。

『議事(3) 質疑応答』

●増田委員長

今の説明について、何か質問はございますでしょうか。

●滝沢臨時委員

会議後回収資料に具体的な案を示して、理解しやすくしていただきました。一つ確認させていただきたいのですが、最初に御説明いただいた資料2-1の下水改築計画のルールの特化にも関連するのですが、県が策定した改築計画と、運営権者が提案する改築計画の2種類の改築計画があります。運営権者が提案した改築計画に関しては、あくまで提案なので、改築してもいいし、しなくてもいい。一方、県が策定した改築計画については、原則は改築するけれども、もし改築しないのであれば、改築しない理由について明確に根拠が示されていれば、それでいいという理解でよろしいでしょうか。

●水道経営課 田代課長

そういうことでございます。

●滝沢臨時委員

そうすると、仮に県計画の改築部分が含まれない提案があった場合は、事務局がこれでいいという判断をされれば、そのままそれで計算していくということになりますでしょうか。

●水道経営課 田代課長

もちろん、県の計画に含まれているものが、改築対象から外れている場合は、その理由をきちんと事務局で確認した上で、技術ワーキング・グループにも御報告をさせていただき、その内容を確認していただいた上で、評価いただくということになるかと思えます。問題ないとなれば、その金額でもって、価格点につきましても評価させていただくことになるかと思えます。

●滝沢臨時委員

分かりました。運営権者提案の計画についてもお聞きしたいのですが、運営権者がここは改築しますという形で提案して積み上げていくということですね。なので、運営権者がどう考えるかにもよるのですが、よりよい点数にするためには、(会議後回収資料に記載の下水道事業に係る改築費用についての得点化の方法の)グラフによると、なるべく金額は少ない方が有利ですね。

資料2-1のところ、もし提案時の改築計画に含まれていないものを後々改築することになった場合、運営権者に負担いただくという御説明がありました。資料2-1の5ページの※2の注釈に「現場条件を十分確認した上で、県計画では改築対象外の設備の改築を提案した場合には、内容を踏まえ評価する。」とありますが、最初の提案に含まれなかったが、事業開始後にやはり改築しなければならないとい

うことが判明したときはどういう扱いになるのでしょうか。最初からきちんと提案に入れてなかったのが悪いので、運営権者の負担でやってくださいということなのか、話し合い次第なのか、どのような対応になるのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

もう一度、資料2-1の5ページで説明させていただきます。

この表の見方ですけれども、上のオレンジ色の部分につきましては、県の計画で改築対象となっている施設をイメージしてございます。その中で、県計画の改築対象設備全てが、運営権者の提案時の改築計画に含まれていれば問題ないのですが、県の計画で改築対象となっているのに運営権者が改築の必要なしと提案したものについては、事業開始後に改築が必要になった場合は、運営権者の負担により改築を実施してもらうことにルールを明確化したものでございます。

逆に、水色の部分の県の計画で改築対象外とした部分につきましては、運営権者が改築工事した方がいいという提案もあり得るかと思いますが、これは、通常通り改築していただきます。また、県の計画では改築対象外で、かつ運営権者の提案にも含まれていなかったものが、事業開始後に適正な運転管理、保守点検を実施していただいたとしても、やはり改築せざるをえないといった状況が発生した場合には、基本的には改築計画の入れ替えで対応することを原則といたしますけれども、改築費の増額が必要になるということもありますので、そういった場合は、県と運営権者で協議いたしまして、(仮称)経営審査委員会に御意見を伺いながら対応していくことを考えているところでございます。

●滝沢臨時委員

そうすると、基本的には県計画の改築対象設備のみについて御提案をいただき、それ以外の提案はゼロでもいいということですね。

●水道経営課 田代課長

県計画の改築対象設備以外も提案しなくてはならないということではございません。基本的には、県の計画を基本として、提案していただいていると考えてございます。

●滝沢臨時委員

会議後回収資料の2ページの改築費用の試算表を見ますと、改築費用の合計が292億円、うち県策定分aが17億円、うち運営権者策定分bが275億円となっていますが、ここは資料2-1の県計画の改築対象設備と県計画では改築対象外の設備と、対応しているのでしょうか、それとも関係ないのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

ここにつきましては、国の補助事業ということもございまして、令和4年度の改築につきましては、県が令和3年度中に国に対して予算要求しなければならないので、令和4年度までは県の計画どおりに改築していただく必要があります。逆に、令和5年度以降につきましては、県の計画を変更しても構わないことから、敢えて分けているところでございます。

●滝沢臨時委員

292億円というのは何でしょうか。

●水道経営課 田代課長

これは、県が現行体制のまま実施した場合に係る費用でございます。この292億円に、コスト削減率cに記載してございますが、県が期待しているコスト削減10%、15%、20%をそれぞれかけ合わせたものが合計額となります。提案上限額につきましては、一番上の10%削減の265億円ということでございます。

●滝沢臨時委員

分かりました。あと、もう一つ言葉の確認ですが、ここには「改築費用」と記載されていますけれども、資料2-1には「設備」と記載されてあります。これはそれぞれ違うものを表していますでしょうか。

●水道経営課 田代課長

すみません。用語の定義が曖昧になってしまいましたが、同じものを表してございます。

●滝沢臨時委員

それでは、統一していただいた方がいいかと思えます。

●水道経営課 田代課長

はい。承知しました。

●今西副委員長

提案審査書類の比較表のところですけども、この比較表というのは、我々の内部だけの話ですよ。

この比較表は、事務局が作成することになるのでしょうか。委員は、最終的にこの比較表を見て、大体の判断をして、それから提案審査書類の必要な箇所を見に行く形になるかと思うのですけれども、それぞれのグループの一番言いたいところが反映されるかどうかということが、結構大きな影響を与えるかと思えます。

例えば、上の方の評価基準は事務局で作成し、応募者の提案内容の部分は、それぞれ応募者に作っていただくことは可能でしょうか。また、この部分に関しては提案資料の何ページを見てくださいとか、そういったことを入れていただけると、我々は非常に確認しやすいのですが、いかがでしょうか。

●水道経営課 田代課長

今西副委員長が最初にお話したように、事務局が提案審査書類の比較表を作成しようかと考えておりました。

今の御指摘のように、各応募者が言いたいところ、PRしたいところというのは当然あるかと思えますし、そこの齟齬があった場合は、選定後に応募者から異議を申し立てられるということもあり得るかと思えます。今西副委員長の意見も踏まえまして、各応募者とも意見交換しながら、検討させていただきます。次回の委員会までには、結論を出して報告させていただきたいと考えてございます。

●今西副委員長

その場合に、かなりの量の本体資料があるかと思います。私は大学など色々なところでこのような審査を行っておりますが、こういった審査書類には、必ず本体資料のどこを参照すればいいか分かるように、対応するページ番号等が入っています。そういった工夫をしていただけると、審査する方としては、あまり時間がない中でも、非常に効率的に審査ができると思います。

●水道経営課 田代課長

承知しました。

●大村臨時委員

資料3-2のスケジュールについてお聞きしたいのですが、二つ設置されるワーキング・グループのうち、私は技術ワーキング・グループに参加させてもらうこととなると思うのですが、ワーキング・グループの開催は一日のみの予定となっています。どのくらい時間をかけてやるのか分かりませんが、一日でここに書いてあるようなことが全てうまくまとまるのか心配です。

ワーキング・グループに入っただくメンバーに意見をもらい、ワーキング・グループとしてどのような形でまとめたらいいいのか、予め決めていただけると、ワーキング・グループの運営がスムーズに行くのではないかと思います、いかがでしょうか。

●水道経営課 田代課長

財務・会計と技術のワーキング・グループにつきましては、次回の12月の委員会までに、運用方法を事務局で検討させていただきまして、お示ししたいと考えてございます。その際に、委員の皆様とも意見交換させていただきたいと考えてございます。

●大村臨時委員

よろしく申し上げます。それから、資料4-1の調査基準額を下回った場合について質問です。調査基準額を下回った場合、追加調査して、根拠を確認されるのだと思うのですが、納得できる内容であれば、価格点は40点をつけるのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

例えば提案上限額につきましては、1,403億円で決まっておりますし、下水の改築費用につきましては、上限265億円で決まっておりますので、価格点につきましては、あくまでもその金額で決まっております。

●大村臨時委員

会議後回収資料のグラフの赤色の点線部分は調査基準額以下を示していますよね。この調査基準額を下回った場合の提案については、ヒアリングして納得できれば、40点差し上げることになるのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

そういうことになります。会議後回収資料の1ページで説明しますと、例えばある応募者の提案額が

1, 100 億円だった場合、事務局でその理由が理解できて、それを委員会に御報告させていただきますが、それで問題ないのであれば上限の40点とし、通常通り審査・評価していただきたいと考えております。

●大村臨時委員

まあまあ納得できるというようなものに対しても40点をつけるということですね。

●大森委員

第二次審査の書類ですけれども、資料3-2のスケジュール表だと、事務局作業で、委員に評価を求めない資料は別冊とし、委員には送付しないと記載されていますが、実際各委員に送付される資料というのは、どの位のボリュームになることが想定されるのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

企画提案書につきましては、1グループ当たり100枚位を想定してございます。おそらく1グループ当たりファイル1冊位のボリュームかと思います。

●大森委員

先ほど御意見があったように、比較表を作成する際に、比較表に対応する企画提案書のページを記載する形で整理してもらえると、確かに大変助かるのですけれども、物理的な作業としては可能なのでしょうか。我々に送付されるのは100ページだとしても、それ以外にも別冊の資料など、多分、相当の量の書類の提出を想定されているのだと思いますので、作業量的にはこの期間で可能なのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

我々はこれに間に合わせるべく、技術・会計・法律関係のアドバイザーもおりますので、総動員で対応したいと考えているところでございます。

●大村臨時委員

資料4-1の6ページの当日のスケジュールですけれども、3コンソーシアムだけの想定でしょうか。実際に競争的対話に参加しているコンソーシアムは三つしかないから、これ以上増えることはないということでしょうか。

●水道経営課 田代課長

はい。第一次審査はもう締め切りましたので、プラスアルファはございません。

なお、手続き上は、脱落ということはあるのですけれども、スケジュールの説明の冒頭で、競争的対話の第2クール目まで終わったというお話をしましたが、今のところ途中で手を下ろされる考えを持っているグループはいないと思います。おそらく三つ全てのグループが、企画提案書を提出していただけていると考えているところでございます。

●増田委員長

三つのグループということですが、他のグループが幾つあるのかというのは、それぞれのグループは分かっているのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

三つのグループが手を挙げましたというところにつきましては、公表させていただきましたので、自分たちのグループも含めて全部で三つのグループというのは、皆さん御存知だと思います。

●佐野臨時委員

資料5の関係市町村からの意見及び要望についてです。仙南・仙塩広域水道受水団体連絡会からの要望書への対応はすごく大事なことだと思うのですが、この受水団体以外に、宮城県の影響を受ける団体というのはあるのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

水道であれば、大崎地方水道事業連絡協議会という団体もございます。また、流域下水道事業につきましては、四つの事業それぞれで、関連市町村で組織している団体もございます。

要望書として挙がっているところはこの1件だけですが、全部で26の関係市町村がございます。全ての関係市町村に対しまして、御説明できる部分は全て説明しておりまして、色んな御意見・要望等を受けてございまして、それらはこの要望書の内容に全て含まれていると考えてございます。今後、新たに出てくる可能性はないとは言えませんが、今現在は、関係市町村の要望はこれで網羅されているものと認識しております。

●滝沢臨時委員

先ほど少し話が出ていたような気がするのですが、資料4-2を改めて拝見してみましたが、例えば2ページの配点の合計点が11点のようところで、各項目の配点が3点、3点で6点しかない部分がありますが、なぜでしょうか。

●水道経営課 田代課長

すみません。これは、表の作り込みの問題でございます。2の事業実施体制については、3ページまででして、2ページと3ページの合計で11点となっております。

タイトルの入れ方とか、表の切り方が甘かったというところがございます。失礼いたしました。

●滝沢臨時委員

承知いたしました。評価基準に標準未満というのものもあるのですが、これは判定として標準未満でもいいのかのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

標準未満につきましては、2月12日の論点整理の委員会で、基本的にまず事務局でこういう理由で標準未満という御報告をさせていただきます。その段階で、一つでも標準未満の項目があった場合は失格となります。

●滝沢臨時委員

1項目でも標準未満になると失格になるのですね。

●水道経営課 田代課長

はい。そういうルールにいたしました。

●滝沢臨時委員

その提案者については、我々の審査から外れるということでしょうか。

●水道経営課 大沼技術副参事

1項目でも標準を満たしてないとなれば、その段階で失格となるので、審査対象から外れます。

この標準未満というのは、我々が作成しております要求水準書を満たしてないという判断になりますので、失格ということになるということでございます。

●滝沢臨時委員

その他の評価としては、「優」と「良」と「標準」がありますけれども、優が1.0、良が0.8、標準が0.6という配点については、以前議論していましたでしょうか。

●水道経営課 田代課長

はい。随分議論していただきましたが、3段階が適切だろうという御意見をいただいたと認識しております。

●滝沢臨時委員

それを優、良、標準という形で表現されたのですね。

良の評価で、現行水準が基準になっている項目が非常に多いのですけれども、これについて先ほど少しお話があったような気がしますが、我々は必ずしも現行水準を理解していないということがありまして、これについてはどういう判断基準をお示しいただけるのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

本委員会に御報告する際に、それぞれ項目ごとに標準の部分につきまして、報告させていただきたいと考えているところでございます。

●滝沢臨時委員

それぞれの項目ごとに現行体制はこういうものだとお示しいただけるということですね。

●水道経営課 田代課長

資料4-1の7ページに良の評価基準における現行体制の考え方をお示ししておりますが、現行体制＝要求水準を充足することと考えておりますので、要求水準を充足しているかどうか、事務局で確認した上で御報告させていただきたいと思っております。その上で、委員の皆様には良の評価となるか御判断をいただきたいと考えております。

●滝沢臨時委員

優については、イノベーションに関する取り組みが盛り込まれているということと、それから違う項目

では良を上回る提案とあるのですが、優の評価基準においてこういう違いがあるのは、それぞれの項目の特性に応じて基準を設けられているということでしょうか。

●水道経営課 田代課長

我々としてはこういった表現をさせていただきましたが、3つのグループが提案されたとすれば、こういった項目と、あとは相対的な評価の中で、評価をしていただきたいと考えているところでございます。

●滝沢臨時委員

項目ごとに相対判断をするというやり方を期待されているのですね。

●水道経営課 田代課長

絶対評価し切れるかというところも難しいところもあるかと思っておりますので、両方の評価軸で評価していただきたいと考えているところでございます。

●滝沢臨時委員

そうすると、ここに書かれている現行水準とかイノベーションというのは必ずしもこだわらなくていいということでしょうか。

相対評価だと、三つ並べたときに、これは優、これは良という評価をそれぞれの項目ごとにしていくこととなりますけど、ここに書かれているのはイノベーションがあるかどうかなので、相対評価ではないですよ。

●水道経営課 田代課長

実際に、三つのグループからどのような提案が、それぞれの項目において出てくるかというのはなかなか読めないところでございます。

ただ、その提案の内容を比較しまして、絶対評価と相対評価の両方を見ながら評価していただくしかないのかなと思います。そういう判断ができるような御報告を心掛けたいと考えております。

●滝沢臨時委員

評価は、合議で決めるわけではなくて、委員それぞれが採点したものを集計される予定でしょうか。

●水道経営課 田代課長

各委員の合計になります。

●滝沢臨時委員

それぞれの委員が採点するということですね。

●水道経営課 田代課長

はい。

●大村臨時委員

今の滝沢臨時委員からのお話について、私自身はどう考えているのかということをお話しますと、費用削減された上で、現行の水質基準や処理能力を満たしている場合を標準とし、次にSDGsや地域貢献を考えた施設に変えていくようなイメージがある場合は良とし、イノベーション等のさらに優れた提案がある場合は優というイメージで考えております。

相対的な評価というのは難しく、自分自身としては、それぞれの提案に対して今言ったような観点から採点させていただいて、各委員それぞれ考え方が違うと思いますが、各委員の採点の合計点ということですので、結果的に相対評価となるのではないかなという気がしております。

●水道経営課 田代課長

先ほど単純合計と申しましたけれども、項目ごとに平均点を出した上で比較するという形になります。

●大森委員

確かに、評価はなかなか難しいのですけれども、大村臨時委員が仰ったように、それぞれの委員の考え方があると思うのですが、3段階評価なので、もしかしたら結果に差が付かないということをお心配している部分もあります。私としては、3者の中で最も良い提案が良い評価になるようにそれぞれの委員が考えて評価し、その結果を重ね合わせることで、妥当な結果が出るのではないかと考えているところです。

●増田委員長

相対評価を強くやってしまうと、3者でそれぞれ一つずつ優、良、標準というような究極の相対評価になってしまうので、まあ似たり寄つたりの場合は、優、優、良など、そこら辺はこちらで判断してくださいということですよ。

他にいかがでしょうか。

●大泉委員

話は全く変わるのですけれども、先ほど100枚位の提案書類を各委員に送ってくださるということでした。例えば私の場合だと財務会計のところであれば、詳しい内容で何ページ書いてあっても、読み切れると思うのですけれども、例えば水道の技術のところはそこまで詳しくないので、この100枚のほかに、例えば10枚位でサマリーというか、提案者の言いたいこととか、売りにしていることをまとめた資料をつけていただけると、私としては採点しやすいかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

●水道経営課 田代課長

そこにつきましては、我々も三つのグループの企画提案につきましては、概要版についても可能であれば外部の方にも公表したいと考えてございまして、そういったものも提出していただこうと考えてございます。そういったものも含めまして、次回の12月の委員会で御報告させていただきたいと考えてございます。

●大村臨時委員

大泉委員がおっしゃることもよく分かりますけれども、少し心配なのは、そういうことを取りまとめると、事務局の方の恣意的な考えが入ってしまうと、公平性を欠く可能性もあるので、十分注意し

で作っていただきたいと思います。具体的な例だけを出すとか、工夫していただけるとありがたいです。

●水道経営課 田代課長

我々がサマリー版を作るということではなくて、各応募者に上限枚数を提示した上で、サマリー版を提出していただくとか、そういったことを今検討してございまして、応募者と意見交換しながら詰めたいと考えているところでございます。

●今西副委員長

今のお話に関連して、お話させていただきます。例えば400ページが三つとか、大体どの位の資料が集まるのか、予測はできているのでしょうか。先程大泉委員がお話されたように、それぞれ専門分野が違うので、資料を全て皆さんに送っても、確認するのは難しいと思います。全て必要じゃないということもあるかもしれないです。ですから、例えば会議室等に全ての資料を置いていただいて、我々が会議室に集まって、半日とか、2時間でもいいのですけれども、資料を確認するというのはいかがでしょうか。そうすると、必要なところは見ることができず、書かれている内容も状況も分かりず、いいかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

●水道経営課 田代課長

全て項目ごとに、A4の様式で何枚以内という形で募集をかけてございます。企画提案書の作成にあたりまして、その積み上げが1グループ当たり100枚位になるだろうということで、100枚位というお話をしました。その企画提案書につきましては、三つのグループ分全てをなるべく早く各委員に送付させていただこうと考えてございました。また、追加の資料等につきましても、1月中にお送りしようと考えておりました。

●今西副委員長

そうすると、量的にはそれほど多くないと考えていいですね。今言われたように、企画提案書は100枚程度ということでしょうか。

●水道経営課 田代課長

そうですね。1グループ当たり100枚位というところでございます。

●今西副委員長

それだったら問題ないと思います。

●増田委員長

ボリュームがあるので電子媒体でのやりとりは難しいのかもしれませんが、原則紙の原本だけが送付されると考えておいた方がよろしいでしょうか。

●水道経営課 田代課長

我々は紙でお送りするのが一番いいかと考えていたところでございますが、データでお送りすることも問題ないかと思っておりますので、御要望があれば検討させていただきます。

●増田委員長

大きなディスプレイがないので、データだと字が小さくなってしまって、かえって見づらいでしょうか。

●水道経営課 大沼技術副参事

特に比較表については、今現在の様式ですと、大したものを書けないので、こういった形でお見せできるのか、少し検討させてください。このままの比較表ですと、非常にボリュームが小さいですし、ページ数も多岐に渡るので、少し見せ方を工夫できるよう考えます。

●増田委員長

財務関係のデータは、紙ではなくて、電子データがあった方がいいのでしょうか。

●大泉委員

もしこちらで財務分析をするのであれば、紙でもらうと打ち込まなければならないので、電子データでいただいた方が助かります。

●増田委員長

どこまでどういう分析が必要かというのは、ワーキング・グループのところで議論が必要でしょうか。

●水道経営課 田代課長

技術も含めまして、ワーキング・グループの進め方の中で、各委員から御意見をいただきながら作り込んでいきたいと思えます。

●増田委員長

それでは、今日はまだ最終案が固まっていませんけれども、次回に向けて今日の御意見を踏まえて、事務局で修正案を検討していただくこととします。よろしく願いいたします。

●大村臨時委員

先程の知的財産の特許料について、私も説明を聞いてもよく分からなかったのですが、今まで使っている特許もあるでしょうし、事業展開してから出てくる特許もありますよね。その辺の取り扱いをもっと明確に整理していただいて、次回の委員会で報告していただくようお願いいたします。

それから、「特許料等」とありますが、「等」となっているということは、特許以外にそういったものがあるのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

特許料というのは、象徴的に使わせていただきましたが、民間企業の世界では、敢えてこういった特許権というのを取らない場合もあるそうです。そういったものも含めましてこのような表現させていただいたところがございます。

最初の御質問につきましては、我々は今大村臨時委員から御指摘のあったものも想定して契約書の案を作成してございますので、もう一度分かりやすく整理して御説明したいと思えます。

●増田委員長

それでは、よろしいでしょうか。

では、今日は以上で終わりにしたいと思います。事務局に進行をお返しします。どうもありがとうございました。

【3. 閉会】

●司会（行政経営推進課 槻田副参事兼課長補佐（総括担当））

今回の委員会は、令和2年12月23日に予定しております。中身につきましては、第二次審査の進め方等、本日御審議いただいたものを更に御審議いただく予定です。時間と会場につきましては、現在調整中のため、決まり次第追って御連絡をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、以上をもちまして、令和2年度第2回宮城県民間資金等活用事業検討委員会を終了いたします。長時間にわたり御審議いただきありがとうございました。